

平成31年度

エコひいき地産地消協力店

登録店募集

～北杜市のこと思うあなたのお店を

北杜市が応援します～

申込締切

8月9日(金)まで

申込方法

市ホームページから申請書をダウンロードしていただき、必要事項を記入し押印の上、市役所「商工・食農課」または各総合支所「地域振興課」へ提出してください。

申請書ダウンロード先

<https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1765.html>

エコひいき地産地消協力店とは？

北杜市内で生産される農林畜産物及びその加工品を積極的に取り扱うことで地域が地域を“ごひいき”し、地球環境に配慮した“エコ”な取り組みを行っている市内の ①飲食店・宿泊施設、②食品加工業者、③直売所・小売店 を応援するそんな制度です。

協力店に登録されると登録書が交付され、PR資材の配布、市ホームページや専用ホームページ（<http://www.ecohiiki-hokuto.com>）等で紹介されます。

■登録基準について

共通事項4項目と、①飲食店・宿泊施設、②食品加工業者、③直売所・小売店の3つのカテゴリーごとに登録基準があります。登録基準の詳細は裏面をご覧ください。

お問い合わせ先

北杜市役所 産業観光部 商工・食農課
〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

TEL: 0551-42-1354

共通事項	以下の事項に該当する店舗等であること。
	①北杜市産品を販売又は使用すること。
	②環境に配慮した取り組みを積極的に行うこと。
	③交付された登録書を店舗内に掲示し、また、配布されたPR資材を店舗内や周辺の見やすいところに掲げること。
	④市が登録した内容をホームページや広報等により紹介することを承諾すること。

①飲食店・宿泊施設	
北杜市内に店舗を有する事業所で、A要件から4つ以上B要件から1つ以上満たしていること。	
A 地産地消	①北杜市産品を使用した料理を増やしていこうとする意欲があること。 ②北杜市産品であることを消費者に分かりやすく表示すること。(産地表示又は、生産者表示等) ③今後もエコひいき地産地消協力店登録事業者から極力北杜市産品を購入する意欲があること。 ④米及び米粉については、北杜市内(梨北米可)で生産された米を100%使用していること。 ⑤カロリーベースで、50%以上の北杜市産品を使用していること。(通年) ⑥北杜市産品を100%使用した料理(単品可)があること。ただし、季節による変動は考慮する。
B 環境保全	①洗い箸又は国産材の割り箸を導入していること。 ②食べ残しゼロ運動を行うこと。 ③食品残渣・廃食油などの地域資源が循環する取組を積極的に行うこと。 ④環境美化運動を積極的に行うこと。

②直売所・小売店・量販店	
北杜市内に店舗を有する事業所で、通年営業をしている店舗(直売所等における冬季休業については、この限りではない。)であり、A要件から4つ以上B要件から1つ以上満たしていること。	
A 地産地消	①北杜市産品の販売を増やしていこうとする意欲があること。 (※市外産お土産等の割合は、3割以内とする。) ②北杜市産品であることを消費者に分かりやすく表示すること。 ③北杜市産品の消費拡大や地産地消の啓発活動を行っていること。 ④学校給食の納品については、北杜市産品の取り扱いに努めること。 ⑤北杜市産品の売場を設け、他の食品の売場と区分し北杜市産コーナーである旨等の表示を行うこと。 ⑥直売所については、北杜市全域の生産者が出荷できる体制づくりがされていること。
B 環境保全	①レジ袋の有料化を導入していること。(エコバックの推進をしていること。) ②食品残渣・廃食油などの地域資源が循環する取組を積極的に行うこと。 ③環境美化運動を積極的に行うこと。

③食品加工業者等	
北杜市内に店舗を有している事業所で、A要件から4つ以上B要件から1つ以上満たしていること。	
A 地産地消	①北杜市産農林水産物を原材料とした商品等を増やしていこうとする意欲があること。 ②商品表示については「北杜市産」の表示に努めること。※ただし原材料表示についてはJAS法に基づいて表示すること。 ③学校給食の納品については、北杜市産品の活用に努めること。 ④北杜市産品を活用し、市内の飲食店等に加工食品を納入していること。 ⑤山梨県農産物等認証制度に登録している加工食品、若しくは、それに準じた基準で加工している事業所であること。 ⑥北杜市産農産物を原材料100%として使用した加工食品が一品以上あること。
B 環境保全	①食品残渣・廃食油などの地域資源が循環する取組を積極的に行うこと。 ②容器包装について、ゴミの削減を積極的に行うこと。 ③環境美化運動を積極的に行うこと。